

議案第12号

小中学校教科用図書採択に係る選定委員会規則の一部改正について

小中学校教科用図書採択に係る選定委員会規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成29年4月27日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

教科用図書の採択における公正及び透明性を確保するため、小中学校教科用図書採択に係る選定委員会の組織及び運営に関する規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

小中学校教科用図書採択に係る選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

小中学校教科用図書採択に係る選定委員会規則の一部を改正する規則

小中学校教科用図書採択に係る選定委員会規則（平成27年東広島市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第3条第2項第1号中「教育委員会は設置する小学校・中学校（以下「関係小・中学校」という。）」を「東広島市立小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）」に改め、同項第2号及び第3号中「関係小・中学校」を「小中学校」に改め、同条第3項中「選定委員会」を「委員会」に改める。

第4条第1項中「1年以内」を「委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年の8月31日まで」に改める。

第4条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「欠くこと」を「欠く」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第2項中「委員長が」を「委員長は」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「学校教育部指導課」を「教育委員会学校教育部指導課」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（調査員）

第7条 委員会に、専ら教科用図書についての調査研究を行わせるため、調査員を置く。

2 調査員は、前項の調査研究の結果を委員会に報告する。

- 3 調査員は、小中学校の校長若しくは教員又は教育委員会事務局職員のうちから、教科ごとに3人以上5人以下の範囲内で、教科の調査の実情に応じ、教育委員会が任命する。
- 4 調査員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年の8月31日までとする。
- 5 第3条第3項の規定は、調査員に準用する。

附則第3項中「かかわらず、」の右に「委員の委嘱又は任命の後」を加え、「教育委員会」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小中学校教科用図書採択に係る選定委員会規則（平成27年東広島市教育委員会規則第19号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、小中学校教科用図書採択に係る選定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の事項について審議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。</p> <p>(1) 教科用図書の調査研究に関する事項</p> <p>(2) 採択候補となる教科用図書の選定に関する事項</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか</u>、教科用図書選定に関する事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>東広島市立小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）</u>の校長及び教頭</p> <p>(2) <u>小中学校</u>に在籍する児童生徒の保護者代表</p> <p>(3) 学校教育に専門知識を有する教育委員会事務局職員及び<u>小中学校</u>の教育に係る学識経験を有する者</p> <p>3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、<u>委員会</u>の委員となることができない。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年の8月31日まで</u>とする。</p> <p><u>2</u> 委員が委嘱されたときの要件を<u>欠く</u>に至ったときは、当該委員は解嘱されるものとする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 <u>委員長は</u>、会務を総理し、委員会を代表する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、小中学校教科用図書採択に係る選定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の事項について審議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。</p> <p>(1) 教科用図書の調査研究に関する事項</p> <p>(2) 採択候補となる教科用図書の選定に関する事項</p> <p>(3) <u>その他</u>教科用図書選定に関する事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>教育委員会は設置する小学校・中学校（以下「関係小・中学校」という。）</u>の校長及び教頭</p> <p>(2) <u>関係小・中学校</u>に在籍する児童生徒の保護者代表</p> <p>(3) 学校教育に専門知識を有する教育委員会事務局職員及び<u>関係小・中学校</u>の教育に係る学識経験を有する者</p> <p>3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、<u>選定委員会</u>の委員となることができない。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>1年以内</u>とする。</p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>3 委員は、当該諮問に関する審議が終了したときは、解嘱または解任される。</u></p> <p><u>4</u> 委員が委嘱されたときの要件を<u>欠くこと</u>に至ったときは、当該委員は解嘱されるものとする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 <u>委員長が</u>、会務を総理し、委員会を代表する。</p>

新	旧
<p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。 (会議)</p>	<p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。 (会議)</p>
<p>第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育委員会の諮問に応じて委員長が招集し、議長となる。</p>	<p>第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育委員会の諮問に応じて委員長が招集し、議長となる。</p>
<p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p>	<p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p>
<p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p>	<p>4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p>
<p><u>(調査員)</u></p>	
<p><u>第7条 委員会に、専ら教科用図書についての調査研究を行わせるため、調査員を置く。</u></p>	
<p><u>2 調査員は、前項の調査研究の結果を委員会に報告する。</u></p>	
<p><u>3 調査員は、小中学校の校長若しくは教員又は教育委員会事務局職員のうちから、教科ごとに3人以上5人以下の範囲内で、教科の調査の実情に応じ、教育委員会が任命する。</u></p>	
<p><u>4 調査員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年の8月31日までとする。</u></p>	
<p><u>5 第3条第3項の規定は、調査員に準用する。</u></p>	
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>
<p>第8条 委員会の庶務は、<u>教育委員会学校教育部指導課</u>において処理する。</p>	<p>第7条 委員会の庶務は、<u>学校教育部指導課</u>において処理する。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p>	<p>第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>
<p>2 委員会の委員の委嘱又は任命のために必要な行為その他委員会設置のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。</p>	<p>2 委員会の委員の委嘱又は任命のために必要な行為その他委員会設置のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。</p>
<p>3 第6条第1項の規定にかかわらず、<u>委員の委嘱又は任命の後</u>最初に開かれる委員会の会議は、<u>教育長</u>が招集する。</p>	<p>3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、<u>教育委員会</u>が招集する。</p>